

平成22年2月8日

福島県知事 佐藤 雄平 様

福島県事業評価委員会
委員長 鈴木 浩

事業評価制度の見直しに関する意見書について

福島県では、現在の長期総合計画のスタートに合わせて平成13年度から事業評価制度を本格的に導入し、それ以来継続的に事業評価が実施されてきたところですが、来年度からは、新しい総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」に基づき各種施策が進められることから、新計画を着実に推進していくために、当評価委員会において、現行制度を見直し、より効果的な評価制度の構築に向けた検討を行い、下記のとおり意見を取りまとめましたので提言いたします。

なお、県におかれましては、今回の意見を尊重し、より良い評価制度を構築されるよう要望します。

記

1 主な意見

(1) 施策中心の評価

大局的な視点から施策全体を評価することに力点を置くこと。

(2) 総合計画の進行管理との一体化

総合計画の進行管理と評価を一体的に行うこと。

(3) 評価結果の効果的な活用

評価結果をもとに、課題に対応する方策等を部局横断的に検討し、次年度事業の構築等に生かすこと。

2 審議経過

(1) 平成21年11月12日(木) 第4回事業評価委員会

・評価制度の見直しについて

(2) 平成22年1月20日(水) 第5回事業評価委員会

・評価制度の見直しに関する意見取りまとめ

事業評価制度の見直しに関する意見書

はじめに

本県においては、このたび新しい総合計画「いきいき Fukushima創造プラン」が策定されたところであり、来年度からはこの計画に基づいて、各施策及び事業が実施されることとなる。

新しい計画を着実に推進していくためには、評価制度がますます重要な役割を担うものと考えられることから、より効果的な評価制度となるよう、当評価委員会において、制度の見直しについて検討し、その結果以下のとおり意見を取りまとめたものである。

これらの意見を生かして、より良い評価制度が構築され、新しい総合計画が推進されることを期待する。

1 現行の事業評価制度について

経緯

本県における事業評価は、現在の長期総合計画（H13～）のスタートに合わせ、計画に掲げる施策目標を達成するために有効な手段を探り、改善実行していくという継続的なマネジメントサイクルの確立などを目指し、平成11年度及び12年度の試行を経て、13年度から本格的に導入された。

その後、客観性の向上等のため、平成16年度から「福島県事業評価委員会」を設置し、第三者機関評価を実施している。

評価の対象・実施方法

長期総合計画に基づく重点施策体系及び基本施策体系に係る施策や、施策を構成する個別事業を対象に「施策評価」及び「個別事業評価」により実施している。

〔施策評価〕

重点施策体系及び基本施策体系の小項目を施策とし、上位政策目的との関係から、社会経済情勢の変化、目標の達成度、手段の妥当性の視点から評価し、指標の優先度を定めた上で、目標達成のための課題を検討した上で今後の施策の方向性を示す。

〔個別事業評価〕

施策を構成する個別事業について、事業の有効性、施策への寄与度、県関与の必要性、社会経済情勢の変化の視点から評価し、目標達成のための課題を検討した上で、指標の優先度を踏まえ今後の事業の方向性を示す。

2 現行の事業評価制度における主な課題

現行の事業評価は、平成13年度から毎年実施され、各部局等における次年度予算要求の企画立案に反映させるなど、一定の効果を上げてきたところであるが、その一方で次のような課題も残っている。

(1) 個別事業評価の偏重

現行制度では、重点施策体系及び基本施策体系に係る施策を対象に「施策評価」、施策を構成する個別事業を対象に「個別事業評価」を実施しているが、個別事業評価の方が対象件数も膨大なこともあり、どうしても個別事業評価の方に力点が置かれ、施策評価は個別事業評価の単なる積み上げとなってしまう、いわゆる木を見て森を見ない評価になりがちである。

事業は施策を実現するための手段であるという位置づけをしっかりと認識したうえで、施策として何が課題なのか、弱い部分はどこなのかといった施策レベルで検証することが必要である。

(2) 総合計画の進行管理と評価の関係

現行の長期総合計画の進行管理にあたっては、事業評価の結果を一部活用しているが、調書は別々に作成するなど、計画の進行管理と事業評価は別々に行われている。

また、評価については、第三者評価機関として事業評価委員会を設置して、県の評価の妥当性等について審議を行っており、一方、総合計画の進行管理については、総合計画審議会に対し、県がとりまとめた進行管理結果の報告等を行っている。

(3) 評価結果の活用

現行の事業評価制度は、計画に基づく施策や事業の実施、評価、改善・見直しというマネジメントサイクルの確立をめざしているが、評価結果（事業の方向性）が重視されるあまり、評価すること自体が目的化してしまう傾向も見られることから、評価した結果を改善や見直しにつなげるという部分を強化していくべきである。

また、評価結果については全庁的に情報を共有し、部局間で連携を図りながら、新たな施策展開、事業構築に生かしていくことが重要である。

(4) その他の課題（わかりやすさ・客観性等）

評価に関する調書については、すべてホームページ等で公表しているが、データが膨大で、かつ内容が複雑になっている。

事業によっては、事業の成果を適切に表す指標のデータが確保できないものや、事業の性質上、数値化が困難なものなどがある。

社会経済情勢の変化等によって、当初設定した目標値が適切な水準でなくなるという場合もある。

3 見直しの方向性

以上の課題を踏まえ、新しい総合計画に対応した新たな事業評価制度を構築するにあたっては、以下の事項について検討するよう要望する。

(1) 施策中心の評価

大局的な視点から施策全体を評価することに力点を置くこと。

個別事業を中心とした評価では、施策全体を見渡した事業構築が難しく、総合計画に掲げる施策の進行管理に評価が生かされないおそれがある。

新しい総合計画を確実に推進していくには、施策の達成度を測る指標の進捗状況を把握したうえで、施策としての課題を検証し、次の施策展開に生かしていくことがこれまで以上に重要であることから、個別事業の評価に力点を置くのではなく、より大局的な視点から施策全体を評価することに力点を置いた評価制度とすべきである。

施策中心の評価とすることにより、建設的な議論や、いわゆる「森（施策）全体を見てから木（施策を構成する個々の事業）を見る」ような事業構築がなされ、職員の政策形成能力の向上につながるものと期待される。

(2) 総合計画の進行管理との一体化

総合計画の進行管理と評価を一体的に行うこと。

これまで評価と計画の進行管理は、別々に運用がなされてきたところであるが、新しい総合計画を推進していくには、より効果的・効率的に進行管理を行っていく必要がある。新しい総合計画では、その進行管理プロセスの中に評価が明確に位置づけられていることから、総合計画の進行管理と評価を一体的に行うべきである。

このため、評価については、総合計画審議会が第三者評価機関としての役割も担い、総合計画の進行管理と併せて一体的に審議することが望ましいと考える。

(3) 評価結果の効果的な活用

評価結果をもとに、課題に対応する方策等を部局横断的に検討し、次年度事業の構築等に生かすこと。

施策評価の結果を次年度事業の構築や選定等に効果的に生かしていくため、施策の中で何が課題なのか、弱い部分はどこなのかといった評価結果を全庁的に共有し、それらの課題に対応する方策は何かといった検討を部局横断的に行うべきである。

(4) その他（県民にわかりやすい評価・客観性の向上等）

評価及び進行管理の結果については、様式を簡明化、簡便化して示すとともに、成果等についてもできるだけ客観的なデータを用いるなど、県民に見やすく、分かりやすいものとすべきである。

広く県民の意見や、専門家の意見等も積極的に取り入れながら、評価及び進行管理に生かしていくことも必要である。

評価にあたっては、施策の実施状況を確認するために、事業を実施している現場を見て現場の声を聴く機会も必要である。

事業の実施にあたっては、コスト意識を持って取り組むことが重要であり、こうした視点を取り入れることも検討していく必要がある。